

知的財産権の濫用に関する独占禁止指南

(意見募集稿)

(2015年12月31日)

国務院独占禁止委員会の計画により、「知的財産権の濫用に関する独占禁止指南」(意見募集稿)(以下は、「指南」という)が起草された。「指南」の起草作業は、「独占禁止法」の立法精神に基づき、知的財産権の濫用に関する独占禁止規制の指導性規則から手をつけ、独占禁止法執行の透明度の増加、市場へのより明確かつ合理的な予測の提供、経営者が正当に知的財産権を行使するよう導くことを目的とする。

序言

「独占禁止法」と知的財産権制度は、競争とイノベーションの促進、経済運営の効率向上、消費者利益の保護、社会福祉の増進という共通の目的を有する。「独占禁止法」は、市場競争を保護することで、イノベーションと技術の普及及び利用を促進する。知的財産権制度は、イノベーションの保護と激励を直接的な目標とし、市場競争を促進する。従って、「独占禁止法」は、経営者が法律法規により知的財産権を行使する行為に適用されない。但し、知的財産権の行使行為が、知的財産権制度の目的から離れ、競争を排除・制限し、イノベーションの妨げになる可能性もある。「独占禁止法」は、市場自由公平競争を保護する基本的な法律として、競争を排除・制限する行為(知的財産権を濫用して、競争を排除・制限する行為も含む)を制限する。

独占禁止法執行実務実践において、競争を排除・制限する知的財産権の濫用行為を分析・認定することには、一定の特別性があるので、「独占禁止法」の基本分析の枠組みに適用する上で、一連の具体的な問題を明確にする必要がある。従って、知的財産権の濫用に関する独占禁止規制の指導性の設定、独占禁止法執行の透明度の向上、市場へのより明確かつ合理的な予測の提供、経営者が正当に知的財産権を行使するよう導くことを目的として、「独占禁止法」に基づき、本指南を制定した。

一、基本問題

(一)法執行の原則

独占禁止法執行機構は、知的財産分野に係る独占禁止法執行の過程において、四つの原則を堅守している。

1、知的財産権を行使する行為に対して、独占行為を制限する。その他の財産的権利と同じ規制標準を採用し、「独占禁止法」の基本分析の枠組みに従うと共に、知的財産権の特徴を考慮する。

2、経営者が知的財産権を有することによって、関連市場において市場支配的地位を有するとは直接に推定されない。

3、競争を排除・制限する可能性のある知的財産権の行使行為について分析を行う際に、具体的な案件に基づき、知的財産権の行使行為が競争とイノベーションに与える積極的な影響を十分に考慮する。

4、公平・透明の原則を堅守し、経営者に提出された知的財産権の権利行使の正当性に関する事実、証拠及び理由を十分に考慮する。

(二)関連市場の区分

知的財産権に係る関連市場を区分するには、関連市場の区分の一般原則と方法に従う、即ち、常に関連する商品市場と関連する地域市場の区分を行うとともに、知的財産権の特徴をも考慮する必要がある。

知的財産権は、直接に取引の対象とすることもできるし、商品或いはサービス(以下は、商品と言う)の提供に用いられることもできる。従って、知的財産権に関する独占禁止行為の分析においては、関連商品市場だけを区分するのでは、関連知的財産権の行使行為が競争に与える影響を全面的に評価することが困難であるため、関連技術市場を区分する必要がある。具体的な案件に基づき、知的財産権の権利行使が研究開発の投資、イノベーションに与える影響を考慮できる。

関連技術市場とは、知的財産権の権利行使に係る技術及び代替関係にある技術が相互に競争して構成された市場を指す。技術の代替可能性を判断するには、技術の属性、用途、使用許諾料、知的財産権の保護期間及び需要者がその他の代替可能な技術を選択する可能性とコストなどを考慮できる。異なる技術を利用して、代替関係にある商品を提供できる場合、これらの異なる技術は、相互に代替できる可能性がある。

知的財産権に係る関連商品市場及び関連技術市場について、関連地域市場を区分する必要がある。関連技術市場の地域市場を区分するには、知的財産権の地域性を考慮しなければならない。また、関連取引は、複数の国家や地域の知的財産権に係る場合、関連取引の条件が関連地域市場の区分に与える影響を考慮しなければならない。

(三)全体の分析方法

独占禁止法執行機構は、経営者が「独占禁止法」に違反し、知的財産権を濫用して競争を排除・制限したか否かを分析・認定する場合、法学や経済学などの分野における分析方法を総合的に活用し、関連知的財産権の権利行使が該当する可能性のある独占行為の種類に対して具体的に分析する。関連市場の競争状況、関連知的財産権の権利行使が競争の排除・制限に該当するか、関連知的財産権の権利行使がイノベーションを促進させ、効率を向上させるかを考慮できる。

1、関連市場の競争状況の分析

関連市場の競争状況を分析するには、以下の要素を考慮することができる。

- (1) 経営者と関連競争者、取引相手の市場地位。
- (2) 関連市場の集中度。
- (3) 関連市場への進出難易度。
- (4) 取引相手の関連知的財産権に対する依存度。
- (5) 産業の特徴と産業の発展状況。
- (6) 関連市場における技術状況は、技術の改良、代替可能な技術及び市場シェアなどを含む。

関連技術市場の市場シェアを計算する際に、具体的な案件により、下記の方法を採用することができる。

(1) 関連知的財産権の使用許諾料による収入が、関連市場の使用許諾料収入総額に占めている比率。

(2) 関連知的財産権を利用して提供した商品の川下市場における市場シェアの比率を用いて、市場シェアを計算する。

(3) 関連知的財産権数量が、すべての代替可能な知的財産権に占めている比率を考慮する。

2、競争の排除・制限に対する分析

知的財産権の権利行使行為が競争の排除・制限に該当するかを分析する際、下記の要素を考慮できる。

(1) 当該行為が関連市場に存在する及び潜在する競争を除去或は妨げ。

(2) 当該行為がコア技術などの資源をコントロールし、関連市場に進出する妨げを形成或は向上する可能性。

(3) 当該行為が技術のイノベーション、普及及び発展への妨げ。

(4) 当該行為が関連産業の発展への妨げ。

(5) 当該行為が産量、地域、消費者などの面で発生した制限の時間、範囲及び度合い。

3、イノベーションの促進、効率の向上に関する分析

知的財産権の権利行使行為が、イノベーションの促進及び効率の向上をさせるかについて分析する際に、下記の要素を考慮する。

(1) 知的財産権の行使行為とイノベーションの促進、効率の向上との因果関係。

(2) 知的財産権の行使行為が、イノベーションの促進及び効率の向上をさせる度合い。

(3) 知的財産権の行使行為が、関連市場の競争及び他の経営者のイノベーションを嚴重に制限しないこと。

(4) 消費者が、イノベーションの促進及び効率の向上より発生した利益を享受できること。

二、競争を排除・制限する可能性のある知的財産権協議

経営者が締結した知的財産権に係る協議について、競争の排除・制限に該当するかを判断するには、知的財産権の特徴を考慮するうえで、具体的な案件に結び付けて、具体的に分析しなければならない。通常、競争関係のある経営者が締結した知的財産権協議は、競争関係のない経営者が締結したものより、競争を排除・制限する可能性が高い。また、協議を締結した経営者の間に競争関係があるか否かを判断するには、当該協議が締結される前に、当該経営者の間で、関連市場において实际的或は潜在的な競争関係が存在するか否か、また、当該協議が締結された後、経営者が関連市場において知的財産権を行使する、或は、知的財産権を用いて提供した商品及びサービスの間に、競争関係があるかを考慮する必要がある。

(一) 競争関係にある経営者が締結した協議

「独占禁止法」第十三条第一款第(一)～(五)項に規定された独占協議に基づき、競争関係のある経営者が締結した下記の知的財産権協議は、競争を排除・制限する可能性がある。

1、共同研究開発

本指南でいう共同研究開発とは、二つ或は二つ以上の経営者が共同で研究開発した技術或は製品を指す。

共同研究開発は、通常、研究コストを抑え、効率を向上し、イノベーションを促すことができ、競争促進の効果があるが、競争を排除・制限する可能性もある。具体的に分析する際、下記の要素を考慮できる。

(1) 経営者が共同研究開発と関係ない分野において、新技術や新製品を独立に研究開発することを制限するか。

(2) 経営者が共同研究開発と関係ない分野において、第三者と協力して新技術や新製品を研究開発することを制限するか。

(3) 経営者が共同研究開発と関係ない分野において研究開発された新技術や新製品に関する知的財産権の帰属や行使を制限するか。

2、パテントプール

本指南でいうパテントプールとは、2又は2以上の専利権者が各自に所有している専利について、共同で他人に実施を許諾することをいう。パテントプールの形式は、専門会社の設立、プールのある参加者により管理、又はある独立した第三者に管理を委託するなどがある。

パテントプールは、通常、取引コストを抑え、効率を向上させることができ、競争を促進する効果があるが、競争を排除・制限する可能性もある。具体的に分析する際、下記の要素を考慮できる。

(1) パテントプールにおける専利は、完全に或は主に代替関係のある技術から構成されるか。

(2) パテントプールの参加者が自ら所有しているプールにおける専利を、単独的に実施許諾することを制限するか。

(3) パテントプールを利用して、代替技術を排除し、或は他の経営者が市場に進出することを制限するか。

(4) パテントプールの参加者は、パテントプールを利用して、パテントプールにとって必要ではない商品価額、産量、市場区分などの競争に関する情報を交換するか。

(5) プールの参加者が新技術を研究開発することを制限するか。

3、クロスライセンス

本指南でいうクロスライセンスとは、経営者が各自の所有している知的財産権を相互に使用許諾することをいう。

クロスライセンスは、通常、知的財産権の許諾コストを抑え、イノベーションを激励し、知的財産権の実施を促進することができるが、競争を排除・制限する可能性もある。具体的に分析する際、下記の要素を考慮できる。

(1) クロスライセンスが、排他的なライセンスであるか。

(2) クロスライセンスが、第三者が関連市場に進出する障壁になるか。

(3) クロスライセンスが、川下市場の関連商品の競争の妨げになるか。

4、標準の制定

本指南でいう標準の制定とは、経営者同士が共同で制定した一定の範囲内で統一的に実施される知的財産権の標準をいう。

標準の制定は、異なる製品間の通用性の実現、コストの抑制、効率の向上、製品品質の保証、競争の促進、社会福祉の増進に役立つ。但し、競争関係のある経営者が標準の制定に共同で参加し、競争を排除、制限する可能性もある。具体的に分析する際、下記の要素を考慮できる。

- (1) その他の特定の経営者を排除するか。
- (2) 特定の経営者の関連提案を排斥するか。
- (3) その他の競争性標準を実施しないと約定したか。
- (4) 標準に含まれた知的財産権の行使に対して、必要かつ合理的な制約メカニズムがあるか。

競争関係のない経営者が締結した共同研究開発、パテントプール、クロスライセンス及び標準の制定などの知的財産権協議が、競争を排除・制限するか否かを分析する際に、同様に、上述の対応分析要素を考慮できるが、上述知的財産権協議を締結した経営者は、競争関係のないことを十分に考慮すべきである。

(二) 競争関係のない経営者が締結した協議

「独占禁止法」第十四条第(一)項、第(二)項に規定された独占協議に結びつけて、競争関係のない経営者が締結した下記の知的財産権協議は、競争を排除・制限する可能性もある。

1、価格制限

許諾者は被許諾者がその知的財産権を利用して提供した商品を第三者に販売する価格を固まり、或はその最低販売価格を限定する行為は、「独占禁止法」の転売価格を固まる、転売価格の最低額を限定するなどの規定に適用する。

2、独占的グラントバック

本指南でいうグラントバックとは、被許諾者が実施を許諾された知的財産権に対する後続改良或は許諾された知的財産権を利用して獲得した新たな成果を、許諾者に授権することをいう。独占的グラントバックとは、許諾者だけに被許諾者のグラントバックした改良や新たな成果を実施する権利があることを指す。

グラントバックは、通常、許諾者の許諾リスクを低減し、新たな成果に対する投資と運用を促進し、イノベーションと競争を促進することができる。但し、独占的グラントバックにより、許諾者が改良と新たな成果をコントロールすることになり、被許諾者のイノベーション動力を低減し、競争を排除、制限する可能性もある。具体的分析する際、下記の要素を考慮できる。

- (1) 許諾者は当該独占的グラントバックに対する実質的な対価を払ったか。
- (2) 許諾者と被許諾者は、クロスライセンスにおいて、独占的グラントバックを相互に要求したか。
- (3) 独占的グラントバックは、関連知的財産権の改良と新たな成果が単一の経営者に集中し、当該経営者が関連市場に対するコントロールを獲得及び強化することを招いたか。
- (4) 独占的グラントバックは、被許諾者の後続改良する積極性を損なったか。

許諾者が被許諾者に対して、上記後続改良又は新たな成果を許諾者に譲渡することを要求し、或いは、指定された第三者に独占的許諾、譲渡させる場合、当該行為が競争の排除・制限に該当するか否かを分析する際に、同様に、上記要素を考慮する。

3. ノンチャレンジ条項

本指南でいうノンチャレンジ条項とは、許諾者が被許諾者に対して、その知的財産権の有効性について異議を提出してはならないと要求することをいう。

ノンチャレンジ条項により、通常、訴訟の濫用を回避でき、交易の効率を向上させるが、被許諾者が知的財産権の有効性にチャレンジする権利を制限するため、競争を排除・制限する可能性がある。具体的に分析する際に、以下の要素を考慮できる。

- (1) 許諾者は、全ての被許諾者に対して、その知的財産権の有効性について異議を提出してはならないと要求したか。
- (2) ノンチャレンジ条項に係る知的財産権は、有償のライセンスなのか、或いは川下市場の進出障害になるか。
- (3) ノンチャレンジ条項に係る知的財産権は、競争性のあるその他の知的財産権の実施を阻害するか。
- (4) 許諾者は、間違った又は誤認性のある情報を提供して知的財産権を取得したのか。
- (5) 許諾者は、不正な手段により、被許諾者にノンチャレンジ条項を受け入れさせたか。

4. その他の制限条項

競争関係のない経営者が達成した知的財産権協議において、以下の制限条項を含む可能性がある。

- (1) 被許諾者が特定の分野において知的財産権を使用することを制限する。
- (2) 被許諾者が知的財産権を利用して提供する商品の販売ルート、販売範囲又は取引相手を制限する。
- (3) 被許諾者が知的財産権を利用して生産又は販売する商品の数量を制限する。
- (4) 被許諾者が第三者から許諾を得て、競争性のある知的財産権を利用することを禁止する、或いは、被許諾者が許諾者の商品と競争性のある商品を生産、販売することを禁止する。

上記制限条項は、通常、ビジネスの合理性を有し、効率を向上させ、知的財産権の実施を促進できるが、特定の状況において、上記制限条項は、競争を排除・制限する可能性がある。具体的に分析する際に、以下の要素を考慮できる。

- (1) 制限の内容、度合い及び実施方式。
- (2) 知的財産権を利用して提供された商品の特徴。
- (3) 競争性のある知的財産権を有するその他の経営者は、同一又は類似する制限を実施するか。
- (4) 許諾者の知的財産権の実施及び発展を促進するか。
- (5) その他の知的財産権の実施及び発展を阻害するか。

競争関係のある経営者により、知的財産権協議において達成された独占的グラントバック、ノンチャレンジ条項及びその他の制限条項が競争の排除・制限に該当するかを分析する際に、同様に、上記相応する分析要素を考慮できる。但し、上記知的財産権協議を締結した経営者は、競争関係があるという要素を十分に考慮する必要がある。上記協議は、実質上、＜独占禁止法＞第十三条第(一)項～第(五)項に規定された独占協議に該当する場合、＜独占禁止法＞における上記独占協議に関する規定を適用する。

(三) 協議の免除

知的財産権に係る協議は、＜独占禁止法＞の第十五条に規定された独占協議の免除に該当するかを考慮する場合、イノベーションの促進、効率向上などの面における当該協議の積極効果に重点をおき、考慮すべきである。市場シェアが比較的に低い経営者の間で締結した知的財産権に係る協議は、通常、競争を嚴重に排除・制限するものに該当しない。独占禁止の法執行効率を向上させ、市場主体に明確な予期を与えるために、知的財産権に係る協議を締結した経営者が、下記に掲げられた条件の一つに適合している場合、当該知的財産権協議は、＜独占禁止法＞の第 15 条の規定により免除できるものに該当すると推定できる。

- (1) 関連市場において、競争関係のある経営者の市場シェアが、合計 15%を越えない。
- (2) 協議に係るいずれかの関連市場において、競争関係のない経営者の市場シェアが、25%を越えない。

経営者の間で達成した知的財産権に係る協議が、＜独占禁止法＞の第十三条、第十四条に明確的に掲げられた独占協議に該当する、及び、本指南に掲げられた価格制限に該当する場合、上記推定を適用しない。

知的財産権に係る協議が上記免除推定の状況に該当しているが、実際には、＜独占禁止法＞第 15 条の規定に適合していないことを証明できる証拠がある場合、免除できない。

三、知的財産権に係る市場支配的地位の濫用行為

経営者が知的財産権を行使する行為が、市場支配的地位の濫用に該当するかを分析する場合、まず、関連市場を明確にし、当該経営者が関連市場において市場支配的地位を有することを認定すべきである。そして、具体的な案件に基づき、その知的財産権の行使行為は、市場支配的地位の濫用行為に該当するかを分析する。

(一) 市場支配的地位の認定

経営者が知的財産権を有していることは、必ずしも市場支配的地位を有することを意味しない。知的財産権を有している経営者が、関連市場において支配的地位を有しているか否かを認定する際に、＜独占禁止法＞に規定された市場支配的地位を認定又は推定する要素及び状況に基づき分析すべきであり、知的財産権の特徴を結びつけて、以下の要素も具体的に考慮できる。

- (1)取引相手が当該知的財産権を転換・代替する可能性及び転換のコスト。
- (2)川下市場における関連知的財産権を利用して提供された商品への依存度。
- (3)経営者に対する取引相手の抑制均衡能力。

標準必須専利を有している経営者が市場支配的地位を有しているかを認定する際に、引き続き、以下の要素を考慮できる。

- (1)関連標準の市場価値及び応用状況。
- (2)代替の標準があるか。
- (3)当該業界の関連標準への依存度、及び代替の標準を利用する転換コスト。
- (4)異なる時代における関連標準の変遷状況及び互換性。
- (5)当該標準に含まれた関連技術の代替可能性。

(二)市場支配的地位の濫用行為

＜独占禁止法＞第十七条の市場支配的地位の濫用の禁止により、関連市場において支配的地位を有している経営者が知的財産権を行使する行為は濫用行為に該当するかを判断する際に、当該知的財産権の特徴及び競争への影響を考慮する必要がある、具体的な案件状況に基づいて分析すべきである。

1. 不公平な高価格で知的財産権の実施を許諾すること

経営者は、その知的財産権により合理的な奨励・収入を得る権利を有し、研究開発費を回収して、引き続き、イノベーション活動に投入することができる。経営者が知的財産権に関連する法律法規に基づき、使用許諾料を得ることは、通常、＜独占禁止法＞に禁止されていないが、経営者がその市場支配的地位を濫用して、不公平な高価格で当該知的財産権の実施を許諾する場合、競争の排除・制限になり、消費者の利益を損害する。

不公平な高価格で知的財産権の実施を許可するかを分析・認定する場合、以下の要素を考慮できる。

- (1)経営者が主張した使用許諾料が、その知的財産権の価値と明らかに合致していないか。
- (2)関連知的財産権が負担している実施許諾・承諾。
- (3)関連知的財産権の許諾履歴又は対比できる使用許諾料の標準。
- (4)経営者が当該知的財産権の地域範囲又はカバーしている製品の範囲を超えて使用許諾料を徴収したか。
- (5)経営者がパッケージ許諾を行った場合、期限切れ又は無効の知的財産権について、使用許諾料を徴収したか。
- (6)知的財産権許諾協議において、不公平な高価格に繋がるその他の許諾条件が含まれているか。
- (7)経営者が不正な手段により被許諾者にその使用許諾料を受け入れさせたか。

経営者が不公平な高価格で標準必須専利を許諾したかを分析・認定する際に、関連標準の製品に関する使用許諾料の全体状況及び関連業界の正常発展への影響をも考慮できる。

2. 許諾の拒絶

許諾の拒絶は、経営者が知的財産権を行使する方式の一つである。通常、経営者は競争相手又は取引相手と交易する義務を負わない。ただし、市場支配的地位を有している経営者は正当な理由なく許諾を拒絶すると、関連市場の競争を排除・制限する可能性があり、消費者利益又は公共利益を損害することになる。

許諾の拒絶について、正当な理由があるかを分析する際に、具体的な案件において、具体的な状況に基づき、以下の要素を考慮できる。

- (1) 関連する知的財産権が負担している実施許諾・承諾。
- (2) 関連知的財産権は関連市場進出の必須条件であるか、及び、合理的に得られる代替知的財産権があるか。
- (3) 関連知的財産権の許諾が経営者のイノベーションに与える影響及びその度合い。
- (4) 拒絶された者は、合理的な使用許諾料を支払う意思及び能力を欠いているか。
- (5) 拒絶された者は、知的財産権の正当使用又は製品の安全及び性能を確保するために必要とする品質、技術保障を欠いているか。
- (6) 拒絶された者が知的財産権を利用することが、省エネ、環境保全などの社会的な公共利益に不利な影響を与えるか。

3. 抱合せ販売

本指南でいう抱き合わせ販売とは、経営者が知的財産権を許諾、譲渡する場合、取引相手にその他の知的財産権の許諾・譲渡、或いはその他の製品を受け入れさせることをいう。

抱き合わせ販売は、取引コストをある程度に低減させ、商品機能の完備を促進できる。ただし、市場支配的地位を有する経営者は、正当な理由なく抱き合わせ販売をすると、競争の排除・制限になる可能性がある。

抱き合わせ販売は、市場支配的地位の濫用行為に該当するかを分析する際に、以下の要素を考慮できる。

- (1) 取引相手の意思に反しているか。
- (2) 交易慣例又は消費習慣に合致しているか。
- (3) 関連知的財産権又は商品の性質差異及びその相互関係を無視したか。
- (4) 技術の互換、製品安全、製品性能などを実現するための必須な手段であるか。
- (5) その他の経営者の取引機会を排除・制限したか。

4. 不合理な交易条件の追加

市場支配的地位を有している経営者が、知的財産権にかかわる交易において、以下の制限条件を追加すると、競争の排除・制限となる可能性がある。

- (1) 取引相手に、その改良技術について、独占的グラントバックを行うことを要求する。

(2)取引相手に、その知的財産権の有効性に対して異議を提出すること、或いは、その知的財産権に対して訴訟を提起することを禁止する。

(3)取引相手が競争性のある技術又は商品を利用することを制限する。

(4)期限切れ又は無効の知的財産権に対して権利を主張する。

(5)取引相手と第三者との取引を禁止する、或いは、取引相手と第三者との取引行為について、対象の選択、取引地域などの取引条件を制限する。

5. 差別待遇

経営者は異なる被許諾者に対して異なる許諾条件を与える権利を有する。ただし、市場支配的地位を有している経営者が、正当な理由なく、条件が実質的に同一である被許諾者に対して異なる許諾条件を与えると、競争の排除・制限となる可能性がある。

差別待遇が市場支配的地位の濫用に該当するかを判断する際に、以下の要素を考慮できる。

(1)被許諾者の条件が実質的に同等であるか否かについては、実施許諾を受けた知的財産権の範囲、異なる被許諾者が関連する知的財産権を使用する際に提供する商品又はサービスに代替関係が存在するか否かを考慮することができる。

(2)許諾条件が実質上同一ではないかについては、許可協議自身における条項以外に、許諾者と被許諾者が締結したその他の商業活動が許可条件に与える実質的な影響をも考慮する必要がある。

(3)被許諾者が参与する関連市場競争に不利な影響を与えたか。

6. 差し止め救済

本指南でいう差し止め救済とは、専利権者が司法機構又は準司法機構に関連専利の使用を制限する命令を発行することを請求することを指す。

差し止め救済は、標準必須専利権者がその合法権利を保護するために、法に基づいて享有する救済手段である。ただし、市場支配的地位を有している標準必須専利権者が、差し止め救済の請求を利用して、被許諾者にその不公平な高価格使用許諾料又はその他の不合理な許諾条件を受け入れさせると、競争の排除・制限となる可能性がある。

標準必須専利の経営者が差し止め救済を請求する行為が競争の排除・制限に該当するかを分析・認定する際に、以下の要素を考慮できる。

(1)商談双方の商談過程における行為表現及びその本当の意思。

(2)関連標準必須専利の負う関連差し止め救済の承諾。

(3)商談双方の商談過程における許諾条件。

(4)差し止め救済の請求が、許諾の商談、関連市場及び川下市場の競争と消費者の利益への影響。

四、知的財産権にかかわる経営者が集中している。

(略)

仮訳：康信国際特許事務所